

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち第十三条の次に一条を加える改正規定のうち第十三条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の政令を定めるに当たつては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、受給資格者の就職の状況等を勘案しなければならない。